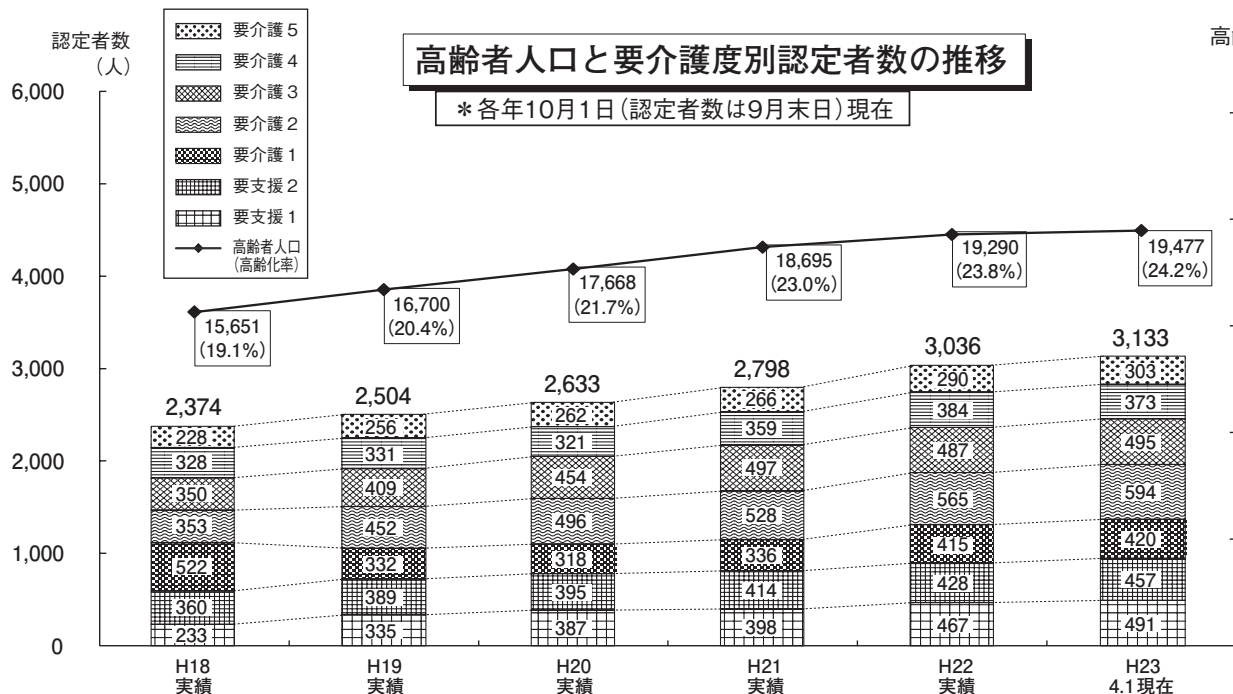


発行 城陽市 編集 高齢介護課

お問い合わせは 高齢介護課 (〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 ☎56-4043 FAX56-4032)へ



介護保険制度は、増え続ける高齢者の介護を社会全体で支えるしくみとして平成12年4月に創設され、11年が経過しました。介護サービス基盤も充実し、介護保険は老後の安心した生活を支えるしくみとして定着してまいりました。今後も、「高齢者の自立支援」と「持続可能な介護保険運営」を目指して介護サービスの充実に取り組めます。

住み慣れた地域で、誰もが安心して
老後を過ごすまちづくり

介護保険のしくみ

介護保険は市町村が保険者となって運営し、「保険料の徴収」「要介護認定」「被保険者証の交付」「介護サービス基盤の整備」などを行います。

また、要介護認定を受けた人は、原則として、介護サービスを利用することができません。その残りの9割分は、税金で約50割、40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)の保険料で30割、65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料で約20割まかなわれています。

高齢者(65歳以上)人口と要介護認定者数の推移

本市の高齢化率(総人口に対する65歳以上人口の割合)は、平成12年10月時点では13・8割(7人に1人)でしたが、平成22年10月では23・8割となり、10年で10ポイントの急激な増加となつています。今後も、団塊の世代の人が、65歳をむかえられることから、高齢化率はますます上昇することが予測されます。

また、認定者数の推移でも、平成12年10月と平成22年10月とを比較すると1・819人増、2・49倍と、大幅な増加となつています。平成23年度以降も、高齢者数の増加に伴い、認定者数も大きく増加することが見込まれます。

平成23年度介護保険料

第1号被保険者(65歳以上の人)
(保険料額は、平成22年度と同じです)

保険料段階	対象者	保険料額	保険料率
第1段階	生活保護受給者、又は 市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者	20,140円	(基準額)×0.45 (国基準0.5)
第2段階	市民税非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入の合計額80万円以下	22,380円	(基準額)×0.5
第3段階	市民税非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入の合計額80万円超	31,330円	(基準額)×0.7 (国基準0.75)
第4段階	市民税課税世帯で本人非課税、合計所得金額及び課税年金収入の合計額80万円以下	38,040円	(基準額)×0.85
第5段階	市民税課税世帯で本人非課税、合計所得金額及び課税年金収入の合計額80万円超	44,750円 (月額3,729円)	基準額
第6段階	本人市民税課税で、合計所得金額125万円以下	50,350円	(基準額)×1.125
第7段階	本人市民税課税で、合計所得金額125万円超200万円未満	55,940円	(基準額)×1.25
第8段階	本人市民税課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満	67,130円	(基準額)×1.5
第9段階	本人市民税課税で、合計所得金額300万円以上500万円未満	71,600円	(基準額)×1.6
第10段階	本人市民税課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満	80,550円	(基準額)×1.8
第11段階	本人市民税課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満	85,030円	(基準額)×1.9
第12段階	本人市民税課税で、合計所得金額700万円以上	89,500円	(基準額)×2.0

◎合計所得金額とは、年金・給与・事業などの所得をすべて合算したものです
◎年金から天引きの人は、すでに4月の年金から、平成22年度の保険料を基準に仮徴収として納めていただいています。前半(4月、6月、8月)と後半(10月、12月、2月)の保険料額をできるだけ均等にするため、8月の保険料額で調整しています。そのため8月の保険料額は他の月に比べて大幅に増減することがあります
◎平成23年度は、4月、6月、8月、10月から年金天引きが始まる人がいます

介護報酬改定(プラス3%)に伴う保険料上昇分の軽減について

平成21年度から平成23年度の介護保険料のうち、介護報酬改定に伴う増加分の半分が国からの交付金により軽減されています。

平成23年度介護保険料のお知らせをまもなくお送りします

保険料の納付方法が特別徴収(年金天引き)の人には、ハガキで通知します。それ以外の人には封書でお送りします。中には通知書と納付書が入っていますので、最寄りの金融機関などでお納めください(口座振替をお申し込みの人は通知書のみお送りします)。また、8月または10月から年金天引きに移行する人にも封書でお送りします。

介護保険料は納期限までに納めましょう

介護保険料を納期限までに納めない、督促状や催告書により納付を催告することとなり、督促手数料や未納期間に応じた延滞金がかかります。

1年以上滞納すると、介護サービスを利用する際、費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により保険給付分が支払われる償還払いとなります。

また、納期限から2年を過ぎると介護保険料は時効により納めることができなくなります。時効となった介護保険料がある場合、その期間に応じて、介護サービスを利用する際、通常1割の自己負担が3割になったり、高額介護サービス費などを受けることができなくなります。

やむを得ない理由により納期限までに保険料を納めることができない場合は、税務課納付係にご相談ください。☎(56)4023

介護保険の利用について

介護サービスを利用するためには、市に要介護(要支援)認定申請をして「介護や支援が必要な状態である」と認定を受ける必要があります。

申請は、市の窓口で本人やその家族が行いますが、申請に行くことができない場合は、城陽市地域包括支援センター、居宅介護支援事業所や成年後見人などに申請を代行してもらうこともできます。

申請には、介護保険被保険者証(65歳未満の人は、健康保険被保険者証)が、必要となります。

申請後に、本人などへの聞き取り調査と本人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

これらをもとに、「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い(要介護状態区分)が判定されます。

また、申請日から、認定結果が出ていなくても、暫定的なケアプランを作成

成年後見制度利用支援事業

認知症などにより判断能力が不十分な高齢者の方々が、住みなれたまちで生き生きと安心して生活できるよう、成年後見制度の市長申立ての経費および成年後見人などの報酬を助成します。

▶助成対象者

城陽市に住所を有する65歳以上の判断能力が不十分な高齢者で、下記のいずれかの理由により、親族などによる申立てが期待できない人

- (1) 配偶者および4親等以内の親族がいない人
(2) その親族が申立てを拒否している人
(3) その親族に虐待の事実などがある人
(4) その親族が音信不通の状況にある人

▶助成対象経費

①申立てに係る費用

市が、申立ての際にあらかじめ家庭裁判所に予納します。審判確定後、対象者の経済状況によっては、返還していただく場合があります。

②成年後見人などへの報酬

成年後見人などへの報酬は、後見人などが家庭裁判所に対して報酬支払の申立てを行い、報酬額が決定されます。その際、対象者への経済状況によっては市が助成を行います。

☎ 高齢介護課高齢福祉係 ☎(56)4031

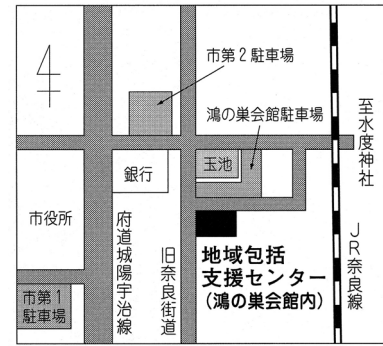
介護保険住宅改修の受領委任払い

介護サービスの一つに「住宅改修」がありますが、いったん改修費の全額(10割)を支払ってから後日に保険対象分の9割が支給される「償還払い」の方法に加えて、1割の支払いで済む「受領委任払い」の方法が選択できるようになりました。

▶対象者

以下の要件をすべて満たす人になります。①要介護(要支援)認定をすでに受けていること ②介護保険料を滞納していないこと ③生活保護受給者でないこと ④住所地に申請日に居住していること ⑤施工業者と受領委任払いに関し合意できていること

☎ 高齢介護課介護保険係 ☎(56)4043



城陽市地域包括支援センターの問合せ先

寺田水度坂130番地 (鴻の巣会館内) ☎(54)7330

地域密着型サービスの主な種類

- ①認知症デイサービス(認知症対応型通所介護)
②小規模多機能型居宅介護
③認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)

地域密着型サービス事業所の整備状況

Table with 4 columns: Area, Dementia Day Service, Dementia Group Home, Small-scale Multi-functional Home. Lists various centers across different districts like North Joze, East Joze, etc.

充実する地域密着型サービス

平成18年度に新たなサービス体系として、地域との連携を重視した「地域密着型サービス」が創設されました。

平成22年11月には、東城陽中圏域と西城陽中圏域にグループホームを新たに開所しました。

平成23年度中には、北城陽中圏域に小規模多機能型居宅介護拠点を1カ所整備する予定で現在公募を行っています。

保険料の減免や負担軽減制度

低所得者の保険料への配慮

平成21年度～平成23年度(第4期)の保険料段階は、収入と負担を均衡させるため、平成18年度～平成20年度(第3期)では7段階に設定していた段階区分を12段階に細分化しています。

介護保険料の減免

市では、収入の少ない世帯のために保険料減免の制度を設けています。保険料第3段階の人で年間収入120万円以下、預貯金350万円以下、課税者の扶養を受けていないなどの条件があります。

また、災害で家屋に2割以上の損失を受けたり、入院や失業などが原因で世帯収入が著しく減ったなど、保険料の納付が困難な人も、保険料減免の制度

があります。

食費・居住費(滞在費)の軽減 表①参照

介護保険3施設(特養、老健、療養型)への入所(院)やショートステイを利用する場合、食費や居住費(滞在費)は原則自己負担となり、施設が定めた金額を支払いますが、市民税非課税世帯の人には食費や居住費(滞在費)が軽減される制度があります。

社会福祉法人などによる利用者負担軽減 表①参照

社会福祉法人が行う介護サービスのうち、収入の少ない人に対して、介護サービスの自己負担分(1割の自己負担および食費・居住費(滞在費))の25% (老齢福祉年金受給者は50%)を社会福祉法人が軽減する制度です。

▶対象者 次の①～⑤すべてに該当する人又は生活保護受給者です。

- ①市民税非課税世帯である
②年間収入が1世帯1人の場合150万円以下である
③市民税を課税されている人の扶養家族になっている

ない

- ④世帯の現金や預貯金の額が350万円以下である
⑤介護保険料を滞納していない

※なお、食費・居住費(滞在費)の軽減および社会福祉法人などによる利用者負担軽減は、毎年申請が必要になります。現在発行されている証の有効期限は平成23年6月30日までとなっています。

高額介護サービス費 表①参照

介護サービスを利用した場合、9割は保険から給付され、1割は自己負担となっています。この自己負担額が一定の金額を超えるとその超えた分をお返しします。

高額医療合算介護サービス費

介護サービス費と医療費の自己負担額が高額になった場合、介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間(8月～翌年7月)の自己負担額を医療保険上の世帯ごとに合算して、限度額を超えた場合は、超えた分をお返しします。

保険料の減免や各負担軽減制度が適用されるには申請が必要です。各制度に関する手続きの方法や該当基準など、詳しくは高齢介護課へお問い合わせください。☎(56)4043

Table 1: Self-payment when using nursing services. Columns include User Burden Stage, High-cost Nursing Service Fee Limit, Food and Housing Costs, and Facility type (Unit, Individual, Multi-bed).